

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、新座都市計画道路（埼玉県決定）の変更についての理由を示したものです。

I. 新座都市計画区域における位置等

新座都市計画区域は、都心から約25km圏、埼玉県の南部に位置しています。
また、新座都市計画区域に含まれる土地の区域は、新座市の行政区域の全域です。

【3・4・10号放射7号線】

本路線は、新座市野寺5丁目を起点とし、新座市栗原1丁目に至る延長約990m、幅員18mの幹線街路です。

II. 変更理由

3・4・10号放射7号線と県道飯田橋石神井新座線の交差について、道路設計（予備）を行ったところ、平面交差では沿道土地との高低差が生じ土地利用への影響が大きくなってしまうこと、交差点が近接し円滑な交通の確保が困難となることが分かりました。

このため、交差形式を立体交差とすることとし、本線から沿道宅地への出入りを確保するため一部区間について副道の区域を追加するものです。

また、県道前沢保谷線との交差部において、安全かつ円滑に交通処理が可能な構造とするため、隅切りの区域を追加するものです。

III. 変更の内容

名称	延長	車線の数	幅員	内容
3・4・10号放射7号線	約990m	2車線	18m	・一部区域の追加